

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|--|-------------|----------|
| No | 2 | 府省庁名 | 総務省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許（地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。）を受けた者が取得した一定のローカル5G設備について、固定資産税の課税標準に係る特例措置の適用（標準課税1/2、3年間。ただし、取得価額総額が2億円以下のものに限る。）を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を1年間延長する。</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第15条第40項、地方税法施行令附則第11条第45項、地方税法施行規則附則第6条第78項 | | |
| 減収見込額 | [初年度] ー (▲2) | [平年度] ー (ー) | (単位：百万円) |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 ローカル5Gの普及を通じて、地域の課題解決や新たな価値の創造を図ることにより、「デジタル田園都市国家構想」の実現に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 5Gは、Society 5.0の実現に不可欠な社会基盤として、大きな期待が寄せられている。特に、ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の多様な主体が自ら免許を取得して、自らの建物内や敷地内等の限られたエリアで独自の5Gシステムを柔軟に構築できるものであり、地域の課題を解決する手段として重要なインフラである。そのような幅広い分野に利用されるローカル5Gシステムには、安全保障の観点からも、サイバーセキュリティ等を確保した安心・安全な機器の普及が必要である。</p> <p>なお、より一層の普及を促進する観点から、免許手続きの簡素化等の制度改正が予定されている。 以上を踏まえ、ローカル5Gシステムを導入する事業者に対して、引き続き税制特例措置を講ずることにより、安全で信頼できるローカル5Gシステムの円滑な導入を推進する必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | ー | | |

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>情報通信（ICT 政策） 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号） （目的） 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 （2）デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ①自動運転の社会実装 技術が成熟しつつある低速・定路線のバス等から速やかに自動運転の社会実装を進める。2025 年目途で全都道府県での自動運転の社会実験を実現すべく、官民連携で導入に取り組む事例を後押しするとともに、MaaS（Mobility as a Service）の社会実装を推進する。あわせて、ロボットタクシーの社会実装を進める。 さらに、自動運転に必要なローカル 5 G の整備、自動運転支援道（トラック・バスの自動運転専用レーン等）の設定等も進めることで、2027 年度までに、無人自動運転移動サービスを 100 か所以上で実現する。また、自動運転やドローン等での安全な運行のため地理空間情報（G空間情報）の整備・活用を図る。</p> <p>○デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定） 第 4 章 各分野の施策の推進 2. 分野別の施策の推進 （2）デジタル基盤整備 ①デジタルインフラの整備 （c）5G 整備 ・インフラシェアリングを活用した 5G 基地局整備を促進し、その整備を加速する。また、5G 及びローカル 5G の整備については、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。 （d）地域のデジタル基盤の整備・活用の推進 ・地域におけるデジタル実装の取組を加速・高度化させるため、各地域のニーズに応じて地域のデジタル基盤の整備を推進するとともに、ローカル 5G、Wi-Fi HaLow や Wi-Fi 6E 等の新たな通信技術を活用した導入効果の高い地域課題解決モデルを創出する。</p> |
| | | <p>ローカル 5 G について、税制特例措置を引き続き講ずることにより、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性を備えたローカル 5 G システムの更なる円滑な導入を促進する。</p> |
| | | <p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（1 年間）</p> |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| | 同上の期間中の達成目標 | 安全性・信頼性、供給安定性、オープン性を備えたローカル5Gシステムの更なる円滑な導入を促進する。 |
| | 政策目標の達成状況 | ローカル5G開発供給計画認定件数：7件（令和5年8月4日時点） ローカル5G導入計画認定件数：19件（令和5年8月4日時点） ローカル5G免許人数：138者（令和5年4月30日時点） |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 令和5年度：適用局数9局、取得価額180,000千円、固定資産税減収額1,118千円 令和6年度：適用局数14局、取得価額280,000千円、固定資産税減収額1,739千円 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | ローカル5G市場はまだ発展途上にあり、安全性・信頼性等の確保された基地局等の設備価格は十分に競争的とは言えない状況にある。このため、事業者の設備投資に伴う負担を軽減する本税制措置は、安全性・信頼性等の確保された基地局等への投資インセンティブとして有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税：法人税、所得税の税額控除または特別償却（令和4年4月1日～令和7年3月31日） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 地域デジタル基盤活用推進事業（要求額：17億円） 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた現状・課題を踏まえ、地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築の支援、②ローカル5Gなどを活用した先進的なソリューションの実用化（社会実証）、③地域の通信インフラの整備（補助事業）などを通じて伴走型支援を実施。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記事業の補助対象は、原則として地方公共団体である。 なお、補助金の交付を受けて導入したシステムは、本特例措置の適用を受けられない。 |
| | 要望の措置の妥当性 | ローカル5Gは、地域のデジタル基盤として地域課題の解決に活用されることが想定されており、公益に資することが期待されている。その上で、安全性・信頼性等の確保された設備がまだ十分な価格競争力を持たない中、政策目的を達成するためには投資インセンティブが必要とされるため、本税制措置は妥当である。 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>令和2年度：適用局数3局、取得価額20,810千円、固定資産税減収額129千円 令和3年度：適用局数2局、取得価額10,900千円、固定資産税減収額68千円 令和4年度：適用局数3局、取得価額48,830千円、固定資産税減収額303千円（導入計画認定事業者へのヒアリングによる。）</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>令和2年度：0 令和3年度：①課税標準（固定資産の価格）、②9,229千円</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>本税制措置が投資インセンティブとなり、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性の三要件を満たしたローカル5G設備の導入が促進される。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>ローカル5Gについて、税制特例措置を引き続き講ずることにより、安心・安全なローカル5Gシステムの更なる円滑な導入を促進する。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>開発供給計画の認定件数やローカル5G免許人数は順調に増加しているものの、未だローカル5G市場は発展途上にあり、安全性・信頼性等が確保された設備は十分な価格競争力を持つに至っていない。このため、政策目標の達成のためには、ローカル5G市場が持続可能となるまでの期間、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>令和2年度 創設 令和4年度 令和6年3月31日まで2年間の延長</p> |